

第 3 章

医 療 統 計

利用上の注意

この医療統計は、医療法の規定により毎月県内の病院から提出される病院報告と、統計法に基づく医療施設調査の結果と、医師法、歯科医師法及び薬剤師法の規定に基づく、医師・歯科医師・薬剤師調査の結果を基にして、作成したものである。

なお、医療施設数及び病床数は、「休止・1年以上休診中」の施設を除いた活動中の数である。

1 用語の説明

(1) 医療施設の種類

病 院 : 医師又は歯科医師が、医業又は歯科医業を行う場所であって、患者 20 人以上の入院施設を有するものをいう。

一 般 診 療 所 : 医師又は歯科医師が、医業又は歯科医業を行う場所(歯科医業のみは除く。)であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するものをいう。

歯 科 診 療 所 : 歯科医師が、歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するものをいう。

(2) 病院の種類

精神科病院 : 精神病床のみを有する病院

一 般 病 院 : 上記以外の病院(平成 10 年までは伝染病院、平成 24 年までは結核療養所も除く)

(3) 病床の種類

精 神 病 床 : 精神疾患を有する者を入院させるための病床

感染症病床 : 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成 10 年法律第 114 号)に規定する一類感染症、二類感染症(結核を除く)、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症並びに新感染症の患者を入院させるための病床

結 核 病 床 : 結核の患者を入院させるための病床

療 養 病 床 : 病院の病床(精神病床、感染症病床、結核病床を除く)又は一般診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床

一 般 病 床 : 精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床

(4) 開設者

国 : 厚生労働省、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人等

公的医療機関 : 都道府県及び市町村(一部事務組合含む)、日赤、厚生連等

社会保険関係団体 : 全国社会保険協会連合会、厚生年金事業振興団、国民健康保険組合等

医 療 法 人 : 医療法人が開設するもの

個 人 : 個人が開設するもの

そ の 他 : 公益法人、私立学校法人、社会福祉法人、会社等

(5) 在院患者数 : 病院の全病床及び診療所の療養病床に、毎日 24 時現在在院している患者

- (6) 新入院患者、退院患者：毎月における新たに入院した患者、退院した患者をいい、入院してその日に退院した患者も含む
- (7) 外来患者数：新来、再来、往診及び巡回診療患者の区別なく、すべてを合計したものをいい、同一患者が2つ以上の診療科で診療を受け、それぞれの科で診療録が作成された場合は、それぞれの診療科の外来患者として取扱う。

2 比率の算出方法(年間:1月1日～12月31日)

$$(1) \text{人口10万対施設数} = \frac{\text{施設数}}{\text{基礎人口}} \times 100,000$$

$$(2) \text{1施設あたりの人口} = \frac{\text{基礎人口}}{\text{施設数}}$$

$$(3) \text{人口10万対病床数} = \frac{\text{病床数}}{\text{基礎人口}} \times 100,000$$

$$(4) \text{1病床あたりの人口} = \frac{\text{基礎人口}}{\text{病床数}}$$

$$(5) \text{月末病床利用率} = \frac{\text{月末在院患者数}}{\text{月末病床数}} \times 100$$

$$(6) \text{年間病床利用率} = \frac{\text{月間在院患者延数の1月～12月の合計}}{(\text{月間日数} \times \text{月末病床数}) \text{の1月～12月の合計}} \times 100$$

$$(7) \text{1日平均在院患者数} = \frac{\text{年間在院患者延数}}{\text{該当年の年間日数(令和2年は366日)}}$$

$$(8) \text{平均在院日数} = \frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times (\text{年間新入院患者} + \text{年間退院患者数})}$$

$$(9) \text{1日平均外来患者数} = \frac{\text{年間外来患者延数}}{\text{当該年の年間日数(令和2年は366日)}}$$

3 基礎人口

- 全 国 :総務省統計局公表の令和2年国勢調査による基準人口(総人口)
(総人口) 126,146,099 人
- 青森県 :総務省統計局公表の令和2年国勢調査による基準人口(総人口)
(総人口) 1,237,984 人
- 市町村 :総務省統計局公表の令和2年国勢調査による基準人口(総人口)